

2021年4月16日

遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーン

代表 天笠啓祐 様

特定非営利活動法人日本消費者連盟

共同代表 大野和興 様

共同代表 瀨瀬美千世 様

リージョナルフィッシュ株式会社

## ゲノム編集動物食品についての質問状へのご回答について

弊社及びゲノム編集食品に関心を寄せていただき、ありがとうございます。  
2021年3月30日にいただきました「ゲノム編集動物食品についての質問状」について、下記の通り、回答させていただきます。

### 記

ゲノム編集により作出した食品の供給に先立ち、農林水産省及び厚生労働省が定めた通知に基づいて届出を行うとともに、消費者庁が定めた Q&A に即して適切な形で表示されるべきと考えております。

食品としての安全性については、「ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領」（令和元年9月19日付け、大臣官房生活衛生・食品安全審議官決定）に従って事前相談を行うことで、オフターゲットの有無、安全性に関わる異常の有無などを確認していただけると理解しております。また、弊社としては、科学的に最適と考えられる解析方法を用いて、オフターゲット及びモザイクのない個体を選抜し、品種として確立しております。

また、生物多様性影響については、「農林水産分野におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の生物多様性影響に関する情報提供等の具体的な手続について」（令和元年10月9日付け、農林水産省消費・安全局長通知）に従って情報提供することによって確認されると理解しております。

さらに、食品表示については、「食品表示基準 Q&A」（平成27年3月30日付け、消費者庁食品表示企画課長通知）に「消費者の自主的かつ合理的な選択の観点からは、厚生労働省に届出されて同省のウェブサイトで公表されたゲノム編集技術応用食品又はそれを原材料とする食品であることが明らか場合には、積極的に情報提供するよう努めるべきと考えます。」と記載されております。

弊社としましては、消費者の選択の自由は尊重されるべきと理解しております。すなわち、ゲノム編集食品はこの Q&A の趣旨に即して表示されるべきと考えて

おりますし、また、適正な表示を担保するため、及び、消費者のみなさまが生産・加工履歴をすぐに知ることができるようにするため、各食品関連事業者において食品としてのトレーサビリティーの確保が真摯に検討されるべきではないかと考えております。